

## 日本学術会議の在り方に関する状況 報告(1/4)

・「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai.html>

－2023/8/29, 9/6, 9/25 (25期), 11/2, 11/9, 11/20, 11/30, 12/13, 12/18, 12/21 (26期)

－中間報告 (12/21)

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai/chukanhokoku.pdf>

・「日本学術会議の法人化に向けて」 (12/22)

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/20231222houshin.html>

・日本学術会議の対応

<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/division-20.html>

－会長メッセージ 2023/8/29, 9/8, 9/29 (25期), 11/10, 11/20, 12/22 (26期)

－臨時総会 声明 2023/12/9

<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-26-s190-s.pdf>

\* **中間報告のポイント**：会員選考、活動の幅の拡大、財政基盤の充実、事務局機能の強化、ガバナンスの強化

－総会 声明 2024/4/23

<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-26-s191-s.pdf>

「政府決定「日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日）」に対する懸念について～国民と世界に貢献するナショナル・アカデミーとして～」

\* **満たされるべき点**

- ・改革は学術会議のよりよい役割発揮につながるべき（財政基盤）。
- ・政府からの**独立性・自立性を担保した組織・制度**。高い透明性を堅持しつつ過重でない**ガバナンス制度**。
- ・コ・オプレーション及び会員による会長選出。

1

## 日本学術会議の在り方に関する状況 報告 (2/4)

・「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai.html>

－2024/6/7, 7/29, 11/29, 12/13, 12/18

組織・制度ワーキング・グループ：

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai/soshikiwg.html>

－2024/4/15, 5/8, 5/22, 5/27, 6/24, 7/11, 7/22, 10/16, 11/5, 12/5

会員選考等ワーキング・グループ：

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai/kaiinwg.html>

－2024/4/26, 5/17, 5/31, 6/17, 7/19, 10/11, 11/11, 12/2

－**最終報告書公表 (12/20)**

「世界最高のナショナルアカデミーを目指して」

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai/hokoku.pdf>

・日本学術会議の対応

－7/11組織・制度WG資料1「日本学術会議のミッションと現在の法人化案への疑問」  
<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai/soshikiwg/20240711/shiryo1.pdf>

－7/29有識者懇談会資料1「第26期日本学術会議アクションプランの取組状況について」  
<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai/20240729/shiryo1.pdf>

－7/29有識者懇談会当日配布資料「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai/20240729/haihushiryo.pdf>

「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するカデミーの活動」を阻害する項目

1. 大臣任命の監事の設置を法定すること
2. 大臣任命の評価委員会の設置を法定すること
3. 『中期目標・中期計画』を法定すること
4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること
5. 選考助言委員会の設置を法定すること

2

## 日本学術会議の在り方に関する状況 報告 (3/4)

・日本学術会議の対応

臨時総会 2024/12/22

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryu193.html>

－日本学術会議会長談話

「有識者懇談会最終報告及び日本学術会議第193回総会を受けて～より良い役割発揮のための改革に向けて～」

<https://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/20241222.pdf>

”日本学術会議が説明してきた懸念点の一部については、議論の過程でその趣旨が明らかにされ、お互いの理解が進み、最終報告に記載された。一方、これまでの主張が反映されていない点については、日本学術会議の意見として最終報告にも明記いただいたところであり、今後、法制化の過程で更なる検討をする余地があるものとする。また、法制化に向けて具体的な検討が必要となる論点も残されている。

日本学術会議は改革の当事者として、具体的な法制化に向けて責任をもって政府と協議していくとともに、改革の実行に当たっては、会員間で議論を尽くしつつ、社会との対話をこれまで以上に進めていく。”

－日本学術会議会長談話

「日本学術会議の法人化に関する法案の検討状況について」 <https://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/20250227.pdf>

「日本学術会議法案について」 <https://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/20250307.pdf>

学術会議法案 <https://www.cao.go.jp/houan/217/index.html>

3

## 日本学術会議の在り方に関する状況 報告 (4/4)

・日本学術会議の対応

会員説明会 2025/3/1, 3/28

総会 2025/4/14-16

－日本学術会議法案の大きな懸念点

同法案は、独立性の確保に関する規程がなく、ナショナルアカデミーとして不可欠な5要件（①学術的に国を代表するための地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性）の③、④、⑤に関して大きな懸念をはらんでいる。

- **活動面の独立性が担保されない仕組み**（法人の長ではない内閣総理大臣が任命する監事が業務すべてを監査<19条、23条>、内閣総理大臣の是正要求権<50条>及び内閣総理大臣が任命する評価委員会が科学的助言の内容への不関与が明記されていない<42条、43条、51条>）
- **自主性・独立性を損なう会員選考の仕組み**（法人発足時の「特別な選考」は現在のようなコ・オペレーション方式をとらず会員以外の選考委員を「内閣総理大臣の指定するものと協議」して任命、同様の仕組みを発足から3年後の会員選定にも適用<附則3～7条、23条>）
- **不安定な財政基盤**（「政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認められる金額を補助することができる」とされ、交付金ではなく補助金として支出される<48条>）

4